

## 広島県公安委員会告示第 36 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 6 月 3 日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
0 P13 10	告示の日 (令和 3 年 6 月 3 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	PAスーパー海物 語 I N ジャパン 2 R A	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 全求 (愛知県名古屋市中種区今 池三丁目 9 番 21 号)	左同
1 P02 11	同上	同上	PAスーパー海物 語 I N 沖縄 5 S B A	同上	左同
110015	同上	同上	Pまわるん大海物 語 4 スペシャル R B A	同上	左同
1 S02 18	同上	回胴式遊 技機	S 楽園追放 F S	株式会社ロデオ 代表取締役 桑田 貴司 (東京都品川区西品川一丁 目 1 番 1 号住友不動産大崎 ガーデンタワー)	左同